

出雲県土整備事務所長様

土 木 部 長  
(土木総務課建設産業対策室)

令和5年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る現場代理人の常駐  
義務緩和に係る取扱いについて (通知)

令和5年7月に発生した豪雨災害により、貴事務所管内においては災害復旧工事箇所数  
が多く、災害復旧工事を短期間に発注することが想定されます。

このため、災害復旧工事の円滑な施工を目的とし、令和5年12月15日付け出整第2352  
号により要望のあったとおり、現場代理人について、下記により兼務（常駐緩和）要件の  
拡大を認めることとしたのでお知らせします。

なお、その際には、別記「現場代理人の兼務に係る特記仕様書」を添付し発注してくだ  
さい。

#### 記

##### 1. 適用対象工事 (建築一式工事は除く)

令和6年1月1日以降に出雲県土整備事務所が入札公告、指名通知及び随意契約する  
建設工事であり、令和4年12月8日付け土総第597号「現場代理人の現場常駐義務の緩  
和について」の記「1. 緩和する措置の内容」で定める要件を満たすものとする。

##### 2. 兼務できる工事の数

一の現場代理人が管理できる工事の数は、最大3件まで（出雲県土整備事務所が発注  
するものに限る。）とする。

ただし、兼務する工事のうち少なくとも1件が令和5年度発生豪雨災害に伴う災害復  
旧工事（改良復旧工事を含む。以下同じ。）である場合は、出雲県土整備事務所管内に所  
在する農林水産部の地方機関が発注又は監督する工事を含めて、最大5件までとする。

また、出雲市発注の令和5年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事を1件以上含む  
場合は、出雲市発注工事との兼務を上記の最大5件までの範囲内でできることとする。

●事例毎の可否

(単位：件)

区 分	出雲県土 整備事務所		出雲市		合計	可否	否(×)の理由
	通常 事業	災害 復旧	通常 事業	災害 復旧			
パターン①	2			1	3	○	
パターン②	2	1	1	1	5	○	
パターン③	1	4			5	○	
パターン④	3	1		1	5	○	
パターン⑤	3				3	○	
パターン⑥		1		4	5	○	
パターン⑦	2		2	1	5	○	
パターン⑧	2		1		3	×	市町村の災害復旧なし
パターン⑨	4				4	×	通常事業のみは3件まで
パターン⑩		2	1		3	×	市町村の災害復旧なし
パターン⑪	1	2	1	2	6	×	最大の5件を超えている
パターン⑫	1	1	2		4	×	市町村の災害復旧なし

3. 適用に当たっての留意事項

- ① 兼務する工事は、工事場所が出雲県土整備事務所管内の工事とする。
- ② 兼務の承認に当たっては、事前に発注者間において協議・調整を行い、確認事項について相互に了解した旨を書面に残しておくこと。
- ③ 兼務の承認又は不承認の判断は、事前に受注者からの様式1「現場代理人の兼務について(申請)」による申し出を受けて行い、回答は様式2又は様式3をもって行うこと。
- ④ 工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合、その他発注者が必要と認めるときには兼務を取り消す場合があることを、事前に業者に伝えること。

4. 適用期間

令和6年1月1日から令和8年3月末までとする。

(参考)「現場代理人の現場常駐義務の緩和について」(令和4年12月8日付け土総第597号) 要旨

次の要件を全て満たし、発注者が工事現場の運営取締り等に支障がない場合

- (1) 兼務する建設工事の契約金額が4,000万円未満(建築一式工事は8,000万円未満)であること
- (2) 工事現場の相互の間隔が10km程度までであること
- (3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと